

令和5年度政務活動費実績を公開します

政務活動費とは、議員の政策形成能力の向上、および議会の審議機能の強化を図るため、議員が市政に関する調査研究活動（政務活動）を行う際に必要な経費の一部として、議員または会派に対し交付されるものです。

本市では、「下呂市議会政務活動費の交付に関する条例」を定め、条例に基づき交付しています。

また、同条例の規定により、政務活動費に係る実績報告書等を公開し、使途の透明性の確保を図ることとしています。

◆下呂市議会政務活動費制度のポイント

- 適正と認められた実費だけを後日支給する完全後払い制とします。
- 政務活動費の額は、議員1人当たり年額12万円を交付の上限とします。
- 政務活動費を充てることができるのは、市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に限定します。
- 政務活動費に係る実績報告書等の公開・閲覧を行っていくことにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努め、議員活動の見える化にもつなげていきます。

◆政務活動費実績に係る書類の公開について

- 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例第16条、及び下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第7条に基づき、毎年度実績報告書等の書類を公開します。

- 公開する書類は以下の書類です。

- ①政務活動費実績報告書（上半期・下半期）
- ②政務活動費活動実績一覧表（上半期・下半期）
- ③政務活動費支出明細書（領収書、その他必要とする添付書類を含む）
- ④視察研修・研修会等報告書（該当する場合のみ）

＊備品台帳は、令和5年度該当なし

- 公開方法は、市議会ホームページ、及び議会図書室での閲覧

- ただし、下呂市情報公開条例第7条各号に規定する以下の非公開情報等については、マスキング（黒塗り等）の処理を行ってから公開します。

- ①法人の代表者以外の者の個人名、及び印影
- ②法人の代表者の印影の一部（法人名、及び代表者名と重ならない部分）
- ③振込先や政務活動費の管理口座の情報
- ④議員の非公開としている個人情報
- ⑤当該議員が、公開の時点で退職している場合は、氏名を除く個人情報
- ⑥その他、公開することが適切でないと思われる情報